

名古屋市市長室国際交流課  
「外国人の雇用を考えるセミナー」  
(2014年12月16日)

# 技能実習制度の仕組みと今後の方向性

公益財団法人国際研修協力機構 万城目正雄

**JITCO**

# 目 次

---

## 1 技能実習制度とJITCOの役割・体制、事業

- 技能実習制度の概要 ……p.1
- 技能実習2号移行対象職種 ……p.3
- JITCOの役割・体制 ……p.7
- 事業の5つの柱 ……p.8
- 円滑な送出し支援 ……p.9
- 送出し国政府窓口一覧 ……p.10
- 技能実習制度のフロー ……p.11
- 企業単独型のイメージ ……p.12
- 企業単独型技能実習生受入れ企業  
へのアンケート結果 ……p.13
- 効果的な育成方法 ……p.14
- 円滑な受入れ支援・成果向上 ……p.15
- ガイドラインの策定・普及 ……p.16
- テキスト・教材の開発と普及 ……p.16
- 制度適正運用のための助言 ……p.17
- 技能実習生の保護 ……p.18

## 2 技能実習制度に対する効果・評価、課題

- 技能実習制度の効果 ……p.19
- 帰国後の就業状況等 ……p.20
- 活躍する帰国技能実習生 ……p.21
- 技能実習制度に対する評価 ……p.22
- 入国管理局による不正行為認定 ……p.23
- 実習実施機関に対する監督指導等 ……p.24
- 「日本再興戦略」改訂2014 ……p.25
- JITCO賛助会員の特典 ……p.27

※出所の明示がないものは、JITCOの資料である。

## 技能実習制度の概要

### 1 技能実習制度とは

開発途上国等への技能等の移転 → 経済発展を担う「人づくり」が目的⇒国際協力・国際貢献

### 2 受入れ形態

・企業単独型(=在留資格「技能実習1号イ」、「技能実習2号イ」)

本邦の企業等(実習実施機関)が海外の現地法人、合併企業や取引先企業の職員を受け入れ、技能実習を実施

・団体監理型(=在留資格「技能実習1号ロ」、「技能実習2号ロ」)

商工会や中小企業団体等営利を目的としない団体(監理団体)が技能実習生を受け入れ、傘下の企業等(実習実施機関)で技能実習を実施

#### ※ 研修制度

実務研修を全く伴わない研修、国や地方公共団体等の資金により主として運営される事業として行われる公的研修(=在留資格「研修」)

### 3 技能実習生数

・新規入国者数

技能実習1号イ:5,585人、技能実習1号ロ:61,841人、研修:16,486人(2013年:法務省入管局資料)

・在留資格「技能実習」の在留者数

155,206人(2013年12月末:法務省入管局資料)

・技能実習2号移行申請者数

1993年度1,164人→2013年度51,747人(JITCO資料)

#### 4 制度の沿革

1960年代後半頃:企業の海外進出等に伴う研修生の受入れ

1990年:団体監理型のスタート(在留資格「研修」)→最長1年

1991年:JITCO設立

1993年:技能実習制度スタート(在留資格「研修」(1年)＋「特定活動」(技能実習)(1年))→最長2年  
(技能実習期間延長(1998年より全職種(1997年8職種))→最長3年

1999年:入管局「研修生及び技能実習生の在留管理に関する指針」公表

2009年:入管法改正に伴い、新しい技能実習制度へ(2010年7月施行)

→研修生・技能実習生の法的保護・法的地位の安定化

①在留資格「技能実習」の新設 → 実務研修中の研修生に労働関係法令の適用

②団体の責任・監理の強化、悪質なブローカーの排除、③保証金徴収の禁止

2012年:新しい在留管理制度の施行

不正行為に係る関係法務省令の改正(監理団体等による不正行為の事実の報告義務化等)

2013年:「技能実習生の入国・在留管理に関する指針」の改訂(監理団体による監査の適正化)

#### 5 職種追加

技能実習2号移行対象職種:1993年17職種→2014年68職種

# 技能実習2号移行対象職種 68職種126作業

2014年4月1日現在

## 1 農業関係（2職種5作業）

職種名	作業名
耕種農業*	施設園芸
	畑作・野菜
畜産農業*	養豚
	養鶏
	酪農

## 2 漁業関係（2職種9作業）

職種名	作業名
漁船漁業*	かつお一本釣り漁業
	まぐろはえ縄漁業
	いか釣り漁業
	まき網漁業
	底曳網漁業
	流し網漁業
	定置網漁業
	かに・えびかご漁業作業
養殖業*	ホタテガイ・マガキ養殖作業

## 3 建設関係（21職種31作業）

職種名	作業名
さく井	パーカッション式さく井工
	ロータリー式さく井工
建築板金	ダクト板金作業
冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工
建具製作	木製建具手加工
建築大工	大工工事
型枠施工	型枠工事
鉄筋施工	鉄筋組立て
とび	とび作業
石材施工	石材加工
	石張り
タイル張り	タイル張り
かわらぶき	かわらぶき
左官	左官
配管	建築配管
	プラント配管
熱絶縁施工	保温保冷工事
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ
	カーペット系床仕上げ
	鋼製下地工事
ボード仕上げ工事	ボード仕上げ
	カーテン工事
サッシ施工	ビル用サッシ
防水施工	シーリング防水
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送
ウェルポイント施工	ウェルポイント
表装	壁装
建設機械施工*	押土・整地
	積込み
	掘削
	締固め

## 4 食品製造関係（7職種12作業）

職種名	作業名
缶詰巻締*	缶詰巻締
食鳥処理加工*	食鳥処理加工
加熱性水産加工食品製造*	節類製造
	加熱乾製品製造
	調味加工品製造
非加熱性水産加工食品製造*	くん製品製造
	塩蔵品製造
	乾製品製造
水産練り製品製造	発酵食品製造
	かまぼこ製品製造
ハム・ソーセージ・ベーコン製造	ハム・ソーセージ・ベーコン製造
パン製造	パン製造

## 5 繊維・衣服関係（11職種20作業）

職種名	作業名
紡績運転*	前紡工程
	精紡工程
	巻糸工程
織布運転*	合燃糸工程
	準備工程
	製織工程
染色	仕上工程
	糸浸染
ニット製品製造	織物・ニット浸染
	靴下製造
たて編ニット生地製造*	丸編みニット製造
婦人子供服製造	たて編ニット生地製造
紳士服製造	婦人子供既製服製造
寝具製作	紳士既製服製造
カーペット製造*	寝具製作
	織じゅうたん製造
帆布製品製造	タフテッドカーペット製造
	ワイシャツ製造
布はく縫製	二ードルパンチカーペット製造

## 6 機械・金属関係（15職種27作業）

職種名	作業名
鋳造	鋳鉄鋳物
	非鉄金属鋳物
鍛造	ハンマ型鍛造
	プレス型鍛造
ダイカスト	ホットチャンバダイカスト
	コールドチャンバダイカスト
機械加工	旋盤
	フライス盤
金属プレス加工	金属プレス
鉄工	構造物鉄工
工場板金	機械板金
めっき	電気めっき
	溶融亜鉛めっき
アルミニウム陽極酸化処理	陽極酸化処理
仕上げ	治工具仕上げ
	金型仕上げ
	機械組立仕上げ
機械検査	機械検査
機械保全	機械系保全
電子機器組立て	電子機器組立
電気機器組立て	回転電機組立
	変圧器組立
	配電盤・制御盤組立
	開閉制御器具組立
	回転電機巻線製作
プリント配線板製造	プリント配線板設計
	プリント配線板製造

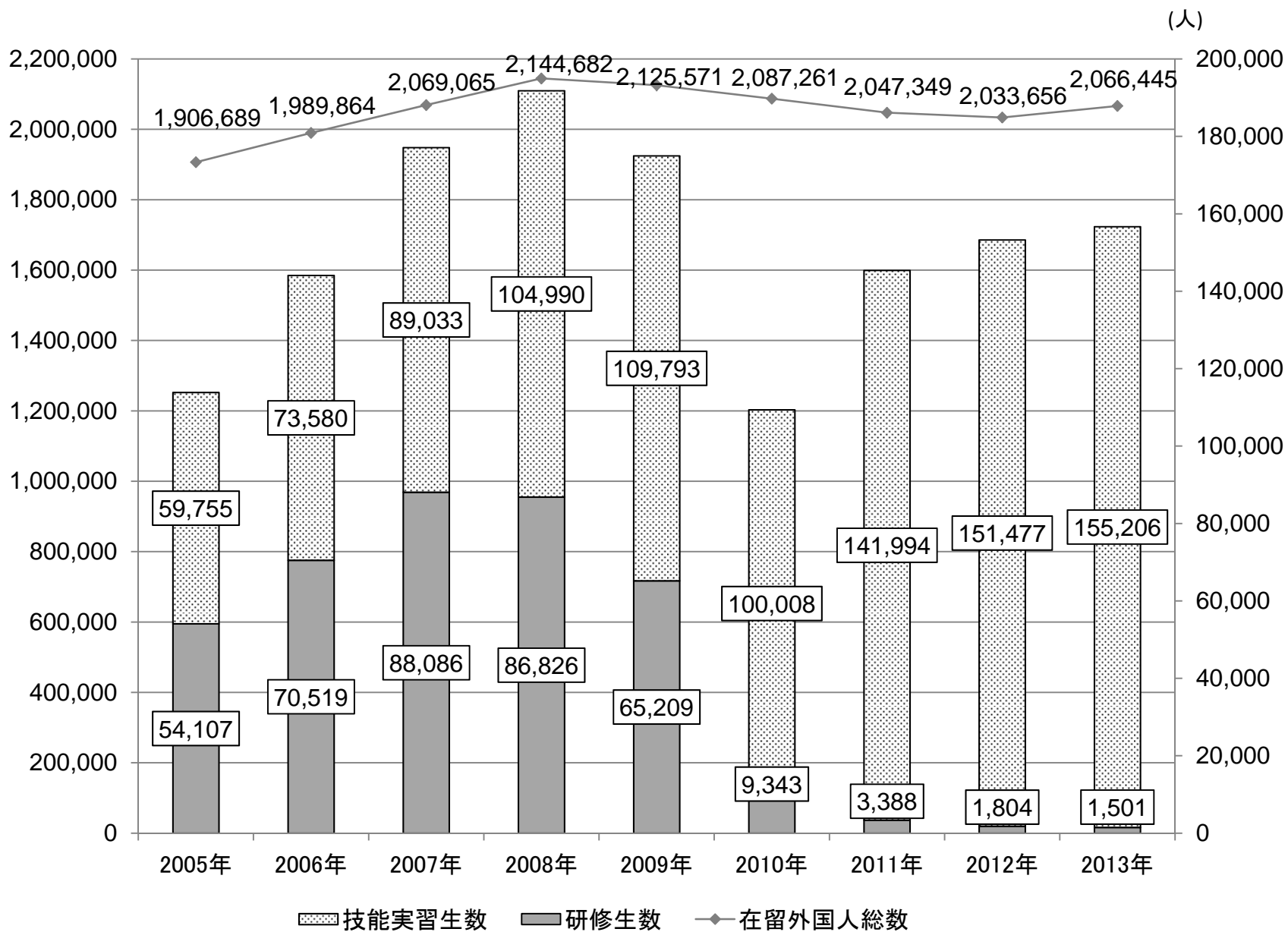
## 7 その他（10職種22作業）

職種名	作業名
家具製作	家具手加工
印刷	オフセット印刷
製本	製本
プラスチック成形	圧縮成形
	射出成形
	インフレーション成形
強化プラスチック成形	ブロー成形
塗装	手積み積層成形
	建築塗装
	金属塗装
	鋼橋塗装
溶接*	噴霧塗装
	手溶接
工業包装	半自動溶接
紙器・段ボール箱製造	工業包装
	印刷箱打抜き
	印刷箱製箱
	貼箱製造
陶磁器工業製品製造*	段ボール箱製造
	機械ろくろ成形
	圧力鋳込み成形
	パッド印刷

注 \*の職種はJITCO認定職種

在留資格「研修」及び「技能実習」の在留外国人数の推移

(参考資料)



## 技能実習生1号・研修生数

(参考資料)

### 1 新規入国者数

	1992年	2000年	2005年	2010年	2011年	2012年	2013年
団体監理型	-	-	-	-	60,847	62,039	61,841
企業単独型	-	-	-	-	5,178	5,876	5,585
研修(新制度) <sup>(注)</sup>	-	-	-	-	16,079	17,957	16,486
合計	43,627	54,049	83,319	77,727	82,104	85,872	83,912

注 2010年7月以降は、改正入管法に基づく在留資格「技能実習1号」及び「研修」の新規入国者数である。それ以前は、旧法に基づく、在留資格「研修」の新規入国者数である。

注 研修(新制度)は、2010年7月施行の改正入管法に基づく、在留資格「研修」(公的研修及び実務を伴わない研修)の新規入国者数である。

(資料出所 法務省入国管理局)

### 2 受入れ形態別JITCO入国支援者数

	1992年	2000年	2005年	2010年	2011年	2012年	2013年
団体監理型	2,537	22,875	49,480	41,287	45,536	40,962	37,554
企業単独型	5,530	9,023	7,570	2,907	2,761	3,081	2,856
研修(新制度)	-	-	-	655	833	854	669
合計	8,067	31,898	57,050	44,849	49,130	44,897	41,079

注 2010年7月以降は、改正入管法に基づく在留資格「技能実習1号」及び「研修」のJITCO支援者数である。それ以前は、旧法に基づく、在留資格「研修」のJITCO支援者数である。

注 研修(新制度)は、2010年7月施行の改正入管法に基づく在留資格「研修」(公的研修及び実務を伴わない研修)のJITCO支援者数である。

### 3 国籍別JITCO入国支援者数

	1992年	2000年	2005年	2010年	2011年	2012年	2013年
中国	-	21,036	46,678	36,589	39,140	35,004	29,022
ベトナム	-	1,672	2,361	2,647	4,212	4,788	6,254
インドネシア	-	4,686	3,309	2,305	2,415	1,621	1,661
フィリピン	-	2,015	2,575	1,701	1,624	1,550	1,775
タイ	-	1,114	1,152	907	875	807	1,110
その他	-	1,375	975	700	864	1,127	1,257
合計	8,067	31,898	57,050	44,849	49,130	44,897	41,079

### 4 性別JITCO入国支援者数

	1992年	2000年	2005年	2010年	2011年	2012年	2013年
男性	-	16,330	24,710	18,413	20,326	18,126	17,388
女性	-	15,568	32,340	26,436	28,804	26,771	23,691
合計	8,067	31,898	57,050	44,849	49,130	44,897	41,079

## 技能実習2号移行申請者数

(参考資料)

### 1 受入れ形態別移行申請者数

	1993年度	1995年度	2000年度	2005年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度
団体監理型	-	-	15,275	39,102	57,615	61,267	55,842	45,372	49,446	52,014	50,290
企業単独型	-	-	832	1,891	2,562	2,480	2,154	1,613	1,663	1,777	1,457
合計	1,164	3,611	16,107	40,993	60,177	63,747	57,996	46,985	51,109	53,791	51,747

### 2 国籍別移行申請者数

	1993年度	1995年度	2000年度	2005年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度
中国	-	2,194	11,115	34,095	47,186	49,971	45,973	36,918	38,779	38,808	35,611
ベトナム	-	209	1,422	2,640	4,664	5,134	4,445	3,582	5,388	6,488	7,584
インドネシア	-	919	2,840	2,193	3,590	3,731	2,902	2,490	2,871	3,326	3,325
フィリピン	-	214	546	1,491	3,048	3,173	3,243	2,778	2,452	3,413	3,215
タイ	-	34	115	369	1,150	1,161	897	762	1,045	1,072	1,252
その他	-	41	69	205	539	577	536	455	574	684	760
合計	1,164	3,611	16,107	40,993	60,177	63,747	57,996	46,985	51,109	53,791	51,747

### 3 職種分野別移行申請者数

	1993年度	1995年度	2000年度	2005年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度
農業関係	0	0	247	2,758	4,045	4,981	6,144	6,092	6,329	6,888	7,252
漁業関係	0	110	309	280	318	290	368	387	467	594	778
建設関係	379	956	1,667	2,659	5,275	5,918	4,859	3,543	3,679	4,595	5,347
食品製造関係	18	85	1,300	4,844	6,797	7,278	7,941	7,208	6,401	7,043	7,148
繊維・衣服関係	384	1,497	7,703	14,289	14,871	14,475	14,032	11,181	10,837	11,437	10,385
機械・金属関係	207	499	3,500	8,903	15,907	16,704	12,356	8,992	12,164	11,775	10,212
その他	176	464	1,381	7,260	12,964	14,101	12,296	9,582	11,232	11,459	10,625
合計	1,164	3,611	16,107	40,993	60,177	63,747	57,996	46,985	51,109	53,791	51,747



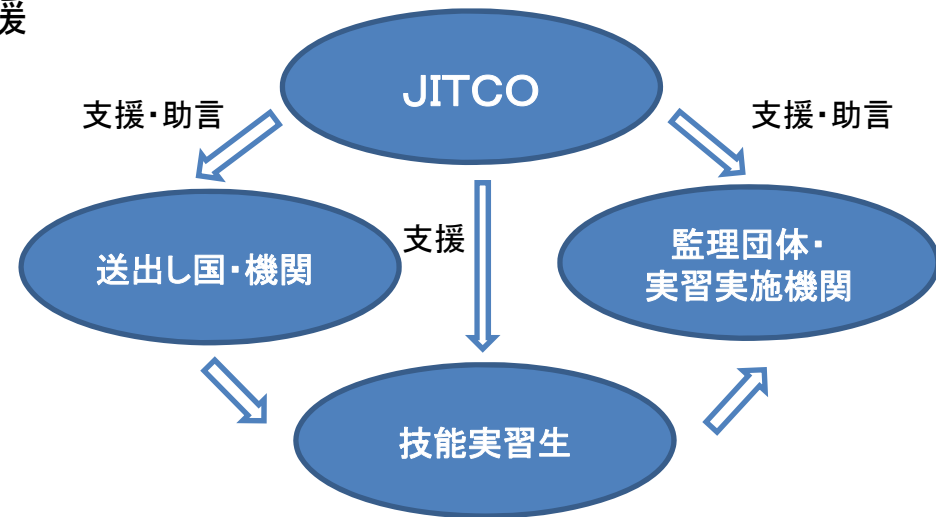
## 公益財団法人国際研修協力機構(JITCO)の役割・体制

JITCOは、外国人研修生・技能実習生の受入れの拡大と円滑化を図り、我が国の技能、技術又は知識を開発途上国等に移転し、人材育成と経済社会の発展に寄与することを目的に、1991年9月に経済界の協力の下、法務、外務、厚生労働、経済産業、国土交通の5省共管により設立された財団法人です。2012年4月に公益財団法人に移行しています。

### JITCOの役割

技能実習制度の適正かつ円滑な推進のための支援

- ①民間団体・企業等や諸外国の送出し機関に対し、総合的な支援・援助、適正実施の助言・指導
- ②技能実習生の悩みや相談に応え、出入国管理法令、労働関係法令等の法的権利の確保のための助言・援助
- ③技能実習の成果向上のための総合的な支援



### 組織体制

#### ①体制

- ・本部：事務局、監査室
- ・地方駐在事務所：13か所

#### ②人数

- ・役員(常勤)7人
- ・職員：本部147人、地方駐在事務所100人

(2014年4月1日現在)

## 公益財団法人国際研修協力機構(JITCO)の事業の柱

### 1 円滑な送出し・受入れ支援事業 海外関係機関との連携及び協議、 情報の収集提供

15か国の外国の政府機関等との  
定期協議の実施等

#### 円滑な受入れのための支援

入国・在留関係申請書類等の事前点検・  
取次ぎサービスの実施等

### 2 技能実習制度適正化支援事業

法令遵守・適正実施の推進、監理団体及  
び実習実施機関に対する助言・支援  
監理団体、実習実施機関への巡回指導等

### 3 成果向上支援事業

技能実習の成果向上に関する支援  
技能実習1号から技能実習2号への  
移行評価の実施等

### 4 技能実習生保護事業

- ・ 技能実習生の母国語相談の実施と情報提供
- ・ 技能実習生・研修生の権利の確保
- ・ 技能実習生・研修生の安全・衛生の確保と災  
害補償等

### 5 広報啓発推進事業

総合情報誌「かけはし」の発行、ホームページ  
による情報発信等

#### 法務省入国管理局「技能実習生の入国・在留管理に関する指針」(平成25年12月改訂)

##### 第6 JITCOの活用

JITCOは、平成3年9月、研修生の受入れ施策を積極的に支援することを目的として、経済界の協力を得て、法務省、外務省、通商産業(現経済産業)省、労働(現厚生労働)省の各省共管(平成4年に建設(現国土交通)省が加わる。)により設立され(平成24年4月に内閣府所管の公益財団法人に移行。)、研修生の入国・在留手続に関する助言、援助等のほか、技能実習制度の実施に関しては、技能実習移行のための移行表明の受付、技能等の修得状況の評価、技能実習状況の把握、指導等を行い、研修及び技能実習制度の中核的機関として機能しています。監理団体、実習実施機関等においては、JITCOの持つ研修及び技能実習に関する知識等を活かし、受入れ、研修及び技能実習の実施について相談をし、未然に問題を防ぐよう努めることが望まれます。

#### 厚生労働大臣公示「技能実習制度推進事業運営基本方針」(最終改正 平成26年4月1日)

##### ・基本方針の目的

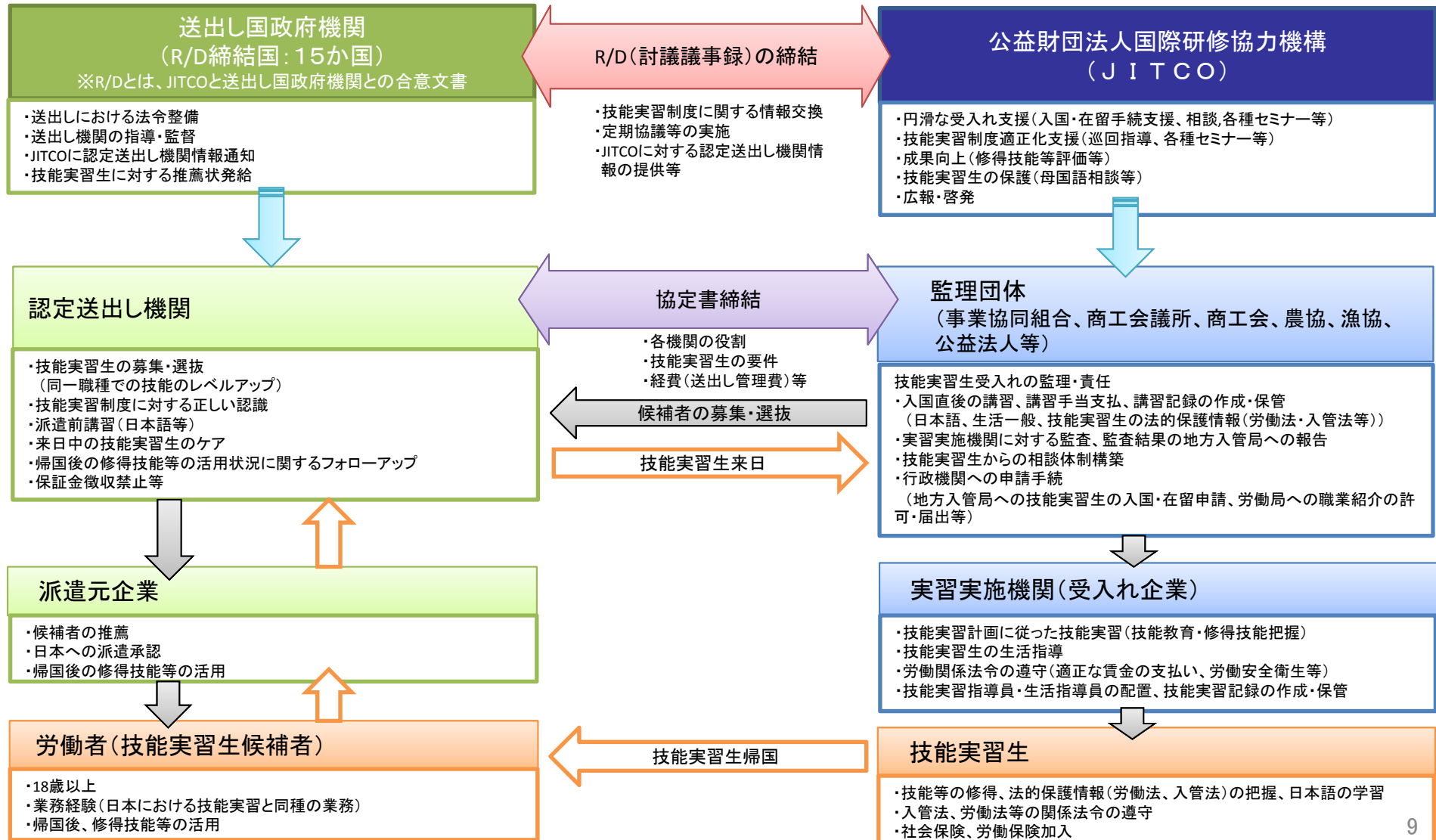
技能実習制度の理念、仕組み及び運営に係る基本的事項を明示

##### ・技能実習制度推進事業実施機関の役割等

委託事業の適切な実施、関係府省及び関係業界等と連携・監理団体、実習実施機関及び技能実習生に対する支援の充実

# 円滑な送出し支援(諸外国政府等との協力推進)

JITCOは、15か国の政府機関等と討議議事録(R/D)を締結し、情報交換を行うとともに、本制度の実施・運営に係わる懸案事項や課題に関し意見交換を行い、相互に協力して解決を図るため定期的に協議を行っています。  
 なお、それら外国の政府機関等は、当該国の送出し機関の認定及びその取消等を所掌しています。



## 送出し国政府窓口一覧—R/D(討議議事録)調印状況—

国名	機関名(略称)	R/D調印日	認定送出し機関数 (注1)
中国	国家外国専門家局(専門家局)	2010. 4.26	8
	中日研修生協力機構(中日機構)	2010. 3.31	257
ベトナム	労働・傷病兵・社会省海外労働局(DOLAB)	2010. 3. 4	153
インドネシア	労働移住省(MOM&T)訓練・生産性開発総局	2010. 3. 8	91
フィリピン	労働・雇用省海外雇用庁(POEA) / 労働雇用省海外労働福祉庁(OWWA)	2011. 6. 2	66
タイ	労働省雇用局(DOE)	2010. 3.16	30
ペルー	労働・雇用促進省(MTPE)	2010. 4.21	確認中(注3)
ラオス	労働社会福祉省(MLSW)	2010. 7.19	5
スリランカ	外務省海外雇用庁(SLBFE)	2010. 5. 6	16
インド	労働雇用省(MOLE)雇用訓練局(DGE&T)	1996. 9.18(注2)	6
ミャンマー	労働・雇用・社会保障省労働局(DOL)	2013. 5.20	139
モンゴル	労働省(MOL)雇用政策推進調整局	2010. 7. 1	16
ウズベキスタン	労働・人口社会保障省(MLSP)	2012. 5.28	1
カンボジア	労働・職業訓練省(MLVT)	2010. 7.25	32
ネパール	労働・雇用省(MOLE)	2010. 2. 2	76
バングラデシュ	海外居住者福利厚生・海外雇用省(MEWOE)	2010. 3.21	16

注1 2014年11月4日現在の認定送出し機関は912 機関である。

(2014年11月4日現在)

注2 2010年7月の改正入管法施行に伴うR/Dの改訂については協議中である。

注3 政府窓口の都合により、現時点では認定送出し機関の通知がなされていない。

# 技能実習制度のフロー

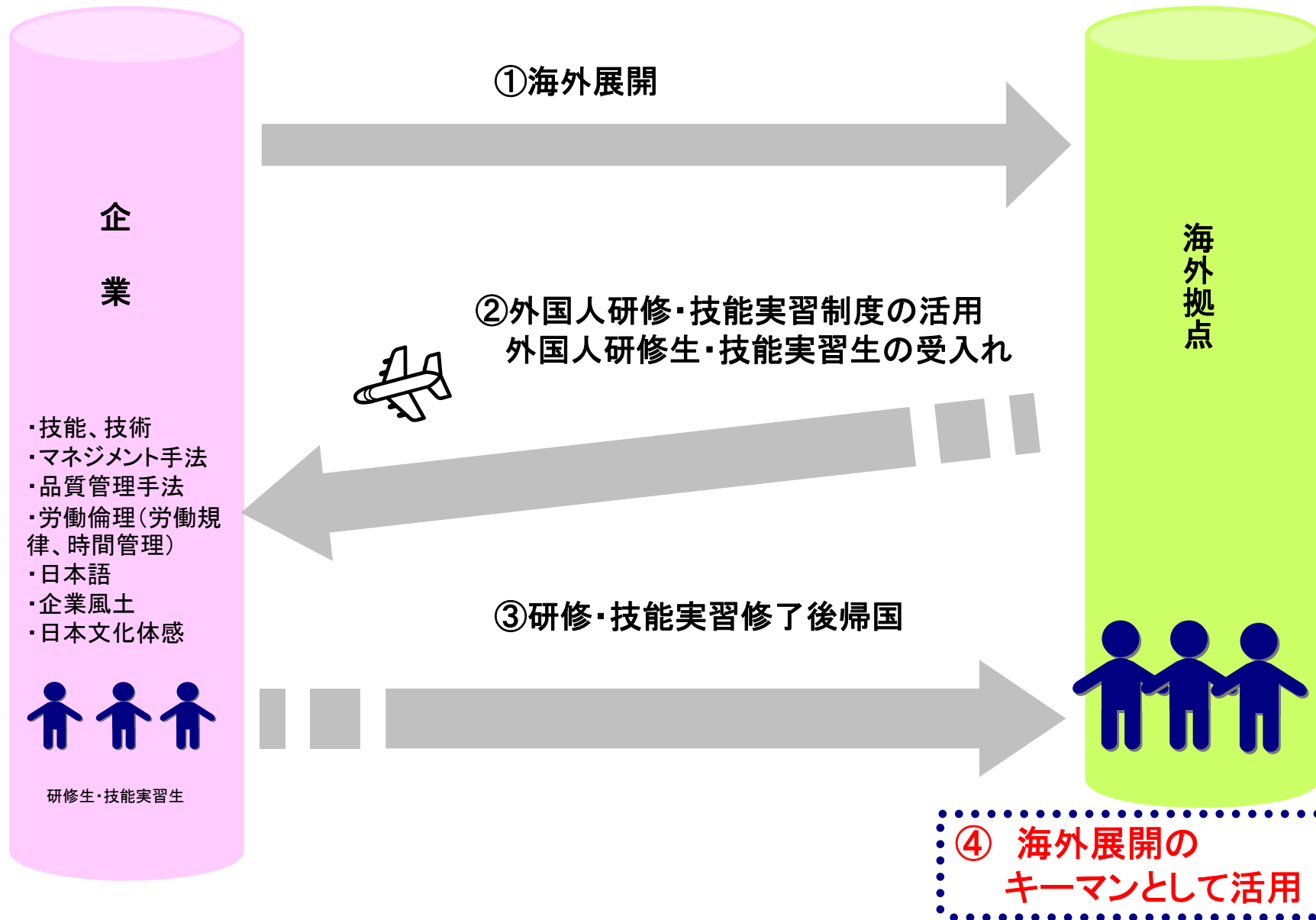


## 行政機関による指導・処分

- 入国管理局による技能実習生に対する入国・在留許可
  - 監理団体からの監査結果報告の受領
  - 入国管理局による監理団体・実習実施機関に対する不正行為認定(技能実習の適正実施を妨げる場合、受入れ停止)
    - ・ 暴行・脅迫・監禁(5年)
    - ・ 旅券・在留カードの取り上げ(5年)
    - ・ 賃金等の不払い(5年)
    - ・ 人権を著しく侵害する行為(5年)
    - ・ 偽造文書等の行使・提供(5年)
    - ・ 保証金等の徴収等(3年)
    - ・ 雇用契約に基づかない講習の期間中の業務への従事(3年)
    - ・ 二重契約(3年)
    - ・ 技能実習計画との齟齬(3年)
    - ・ 名義貸し(3年)
    - ・ 実習実施機関における「不正行為の報告不履行」・「実習継続不可能時の報告不履行」(3年)
    - ・ 監理団体における「不正行為等の報告不履行」・「監査、相談体制構築等の不履行」(3年)
    - ・ 行方不明者の多発(3年)
    - ・ 不法就労者の雇用等(3年)
    - ・ 労働関係法令違反(3年)
    - ・ 営利目的のあっせん行為(3年)
    - ・ 再度の不正行為(3年)
    - ・ 日誌等の作成等不履行(1年)
    - ・ 帰国時の報告不履行(1年)
- (括弧内は受入れ停止期間)

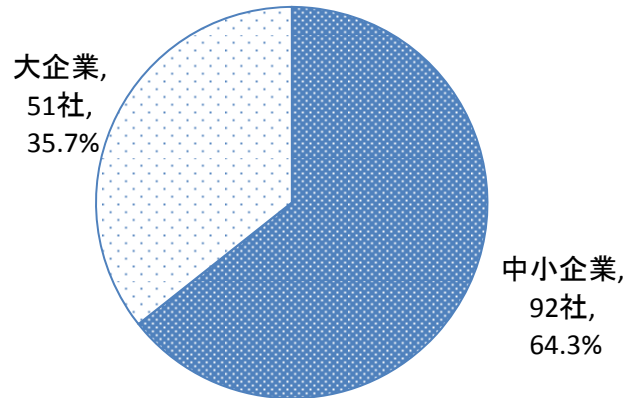
- 関係行政機関、地方公共団体による監理団体等の指導
  - ・ 事業協同組合等の設立認可、指導
- 労働局(労働基準行政)による実習実施機関に対する監督指導
  - ・ 労働関係法令の遵守
  - ・ 適正な賃金の支払い
  - ・ 労働安全衛生
- 労働局(職業安定行政)による監理団体に対する行政指導
  - ・ 監理団体による職業紹介事業の許可等
  - ・ 実習実施機関からの外国人雇用状況報告の受付

# 企業単独型のイメージ

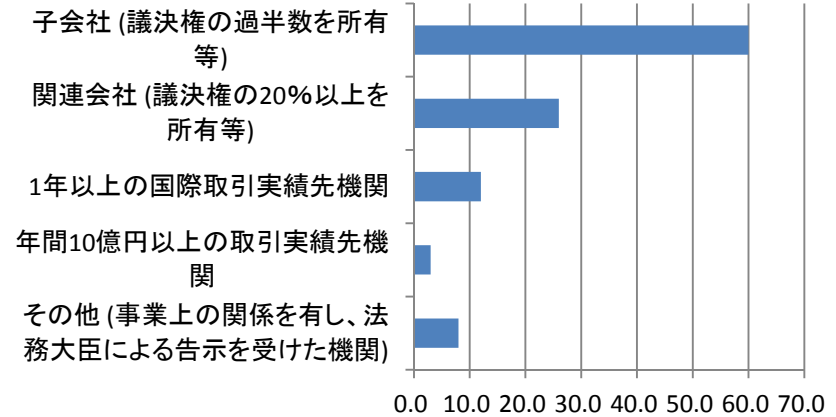


# 企業単独型技能実習生受入れ企業へのアンケート結果

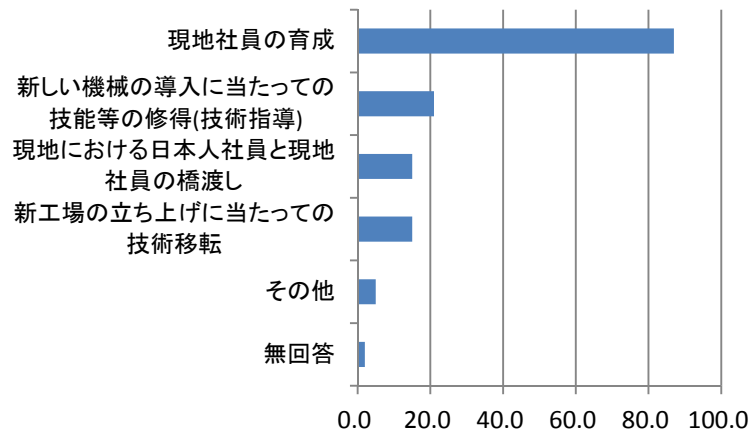
従業員数による規模別の割合



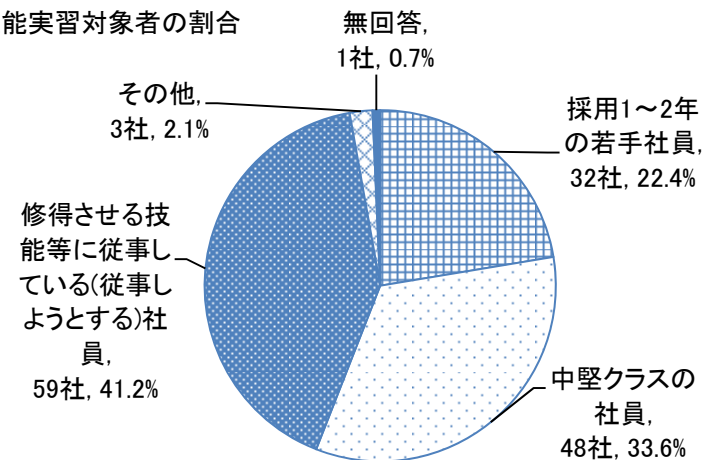
技能実習生の海外所属機関の分類 (複数回答) (単位: %)



技能実習生受入れの主な目的 (複数回答) (単位: %)



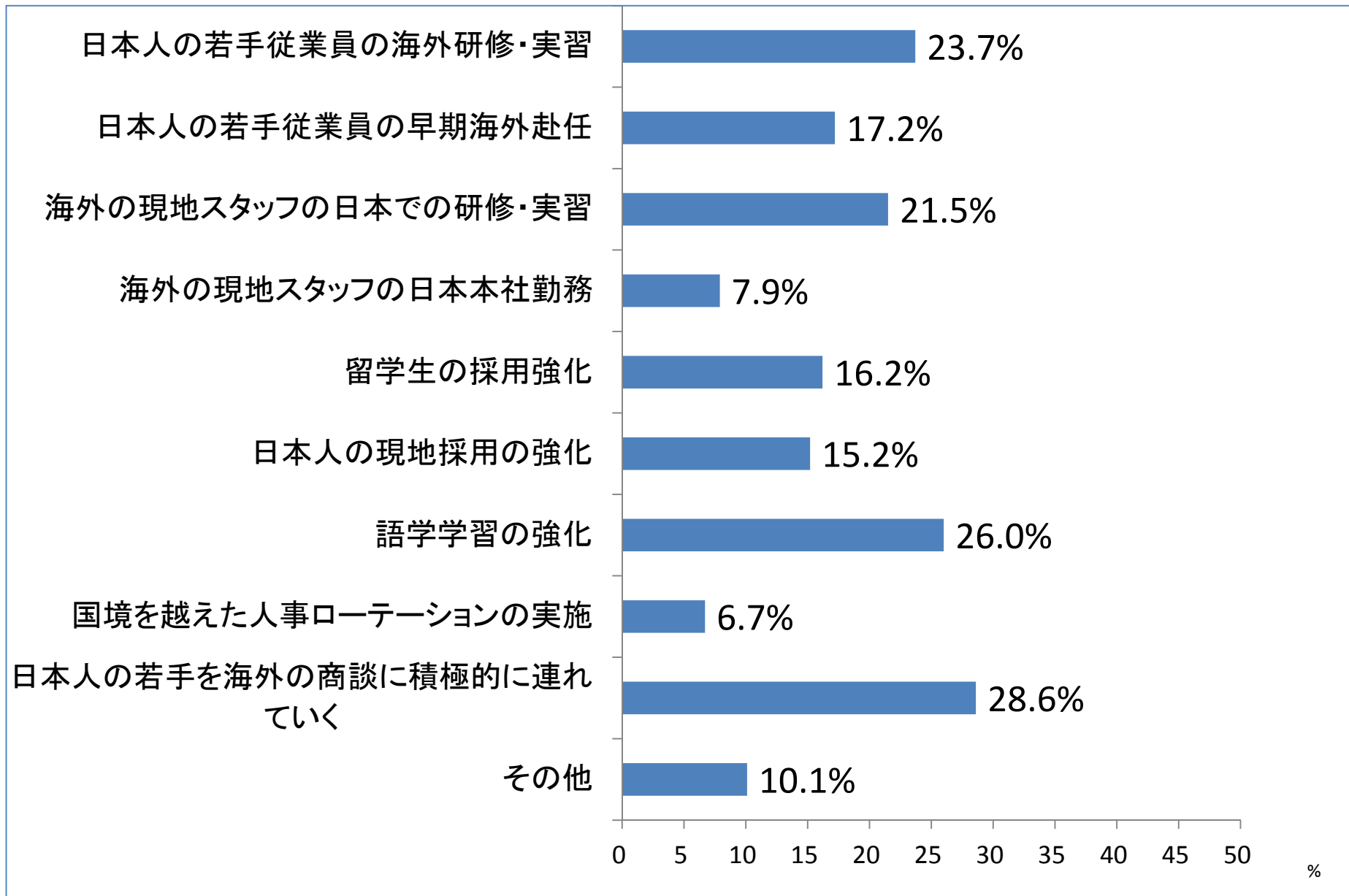
技能実習対象者の割合



注) 技能実習生を受け入れている143社からの回答を集計

資料出所: 公益財団法人国際研修協力機構「企業単独型による技能実習生・研修生受入れ企業へのアンケート調査結果報告書」2013年3月

## グローバル人材にするための育成方法として効果があったもの

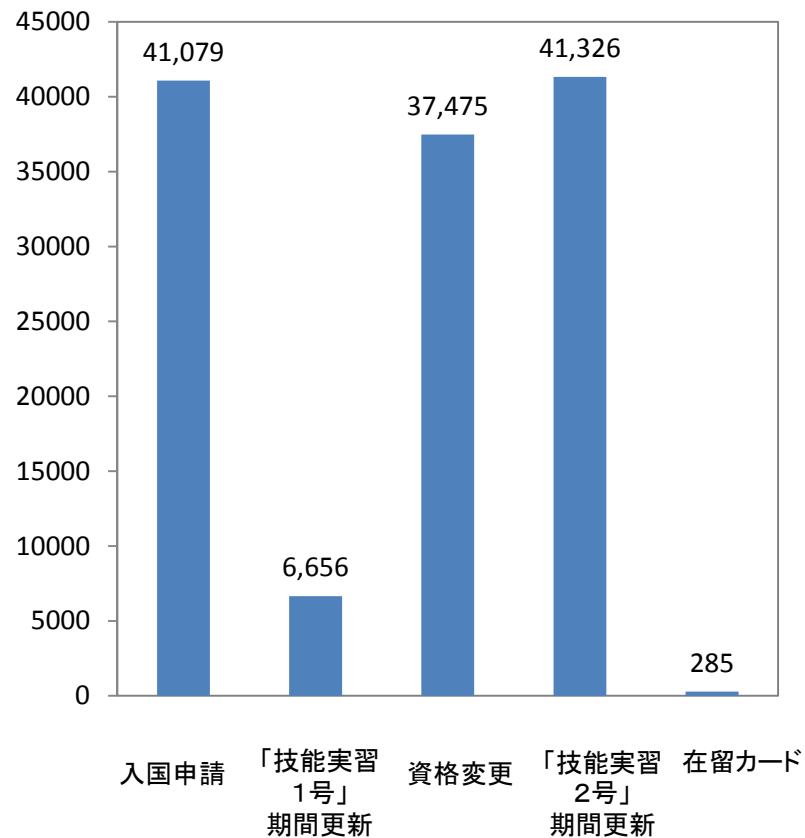




## 円滑な受入れ支援(入国・在留手続支援)

技能実習生の円滑な入国・在留手続が行われるように、監理団体等が地方入管局に提出する各種申請書類の点検・取次を実施しています。

入国・在留手続支援サービスの利用状況  
(年間約13万人の技能実習生の支援(2013年度))



## 技能実習の成果向上

技能実習1号から2号に移行するに当たって、技能修得状況及び技能実習計画について評価を行い、その結果を地方入管局に報告しています。

技能実習2号への移行申請受理人数  
年間 51,747人

(2013年度)

JITCOによる修得技能・  
技能実習計画の評価

修得技能等の評価  
・技能検定試験  
・JITCO認定の試験

受験者 50,770人

技能実習計画の評価  
・書面審査

17,075機関

(2013年度)

法務大臣の許可

在留資格の変更  
技能実習2号への移行者

48,792人

(2013年)

## ガイドラインの策定・普及

JITCOでは、制度の適正な運用を促進するため、ガイドラインを策定し、その周知を図っています。

### 処遇等の留意事項

「外国人技能実習制度における講習手当、賃金及び監理費等に関するガイドライン」

## 技能実習生向け母国語情報の提供

JITCOでは、技能実習生の母国語によるパンフレット等を作成し、情報提供を行っています。

名称	内容	言語	部数
技能実習生手帳	安全衛生、労働関係法令等	中国、インドネシア、ベトナム、タイ、フィリピン、英	65,907部
技能実習生の友	日常生活に必要な情報等	中国、インドネシア、ベトナム、タイ、英	毎月1回発行(約47,000部/回) *4月号～1月号
健康管理ガイドブック	日本の医療システムや医療・傷害保険制度等	ひらがな、英、中国、インドネシア、ベトナム	3,086部
心とからだの自己診断表	技能実習生が心身の状態を自己点検するシート	ひらがな、英、中国、インドネシア、ベトナム、タイ、タガログ、モンゴル、カンボジア	6,813部
医療機関への自己申告表・補助問診票	医師等に病状を伝える申告表	中国、インドネシア、ベトナム、タイ、タガログ、モンゴル、英	4,083部 *半年間分

## テキスト・教材の開発と普及

JITCOでは、技能実習の成果が上がり、効果的・効率的に実施されるように、テキスト・教材を開発し、その普及を図っています。この中で、技能実習生向けのテキスト・教材は外国語版も作成しています。

### 主なテキスト・教材

#### ○制度・法令の解説

- ・技能実習制度概説
- ・外国人技能実習生・研修生の入国・在留手続Q&A
- ・入管法令、労働関係法令等テキスト

#### ○手続支援(書式と記載例)

- ・入国・在留諸申請用書式と記載例集
- ・技能実習2号移行関係申請様式と記載例

#### ○技能教育

- ・職種別トレーニングテキスト
- ・技能実習生のための専門用語対訳集

#### ○生活指導

- ・日本の生活案内
- ・メンタルヘルスハンドブック

#### ○日本語指導

- ・外国人技能実習生のための日本語

(合計231種類)

## 制度適正運用のための助言

### セミナーの開催

監理団体・実習実施機関に対して、制度・法令周知、適正化支援等のセミナーを開催しています。

#### 制度・法令周知・適正化支援の主なセミナー(2013年度)

名称	内容	参加者数
制度周知関連セミナー	制度概要の説明、個別相談	370名
入国・在留手続実務者講習会	入管局に提出する各種申請書類の作成方法等の説明	412名
適正化推進講習会	監理団体等に対する技能実習制度の適正化支援	994名
監査講習会	技能実習生の入国・在留管理に関する指針の改訂内容に関する説明	996名
労務管理セミナー	労働関係法令等の説明	116名

#### 専門分野(日本語、安全衛生)の主なセミナー(2013年度)

名称	内容	参加者数
技能実習指導員セミナー	技能実習指導員の指導に係る知識・能力の向上支援	385名
生活指導員健康確保セミナー	生活指導員の指導に係る知識・能力の向上支援	248名
日本語指導関連セミナー	日本語指導担当者の指導技術の向上支援	256名
経営者安全衛生セミナー	実習実施機関の経営者等の安全衛生意識の向上支援	319名

### 巡回指導(監理団体・実習実施機関への個別訪問)

効果的な技能修得と関係法令等に基づく適正な制度の実施を図るため、監理団体・実習実施機関の巡回指導を行っています。

(件数)

	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度
監理団体	1,636	1,686	1,069	663
実習実施機関	9,868	9,594	9,602	7,929
合計	11,504	11,280	10,671	8,592

#### 実習実施機関に対する訪問指導の項目別結果(2013年度)

(単位:件)

項目	該当する実習実施機関	構成比
移行申請職種との不一致	9	0.1%
移行申請場所との不一致	25	0.3%
母国語(書面)による労働条件の明示なし	20	0.3%
口座払いの同意書なし	224	2.8%
賃金控除協定の未締結	253	3.2%
割増賃金の不適正な支払	376	4.8%
時間外労働協定等の締結・届出なし	184	2.3%
限度基準を超えた長時間労働	1,069	13.6%
就業制限業務免許等なし	7	0.1%
雇入れ時の健康診断の未実施	910	11.6%
定期健康診断の未実施	252	3.2%
特殊健康診断の未実施	214	2.7%
健康保険未加入	705	9.0%
厚生年金保険未加入	689	8.8%
雇用保険未加入	111	1.4%
労災保険未加入	63	0.8%
パスポート等の保管管理	9	0.1%
技能検定等上位級の受験実績なし	5,787	73.6%
技能実習日誌の未作成・未保存	93	1.2%

注1:1実習実施機関につき、2つ以上の問題があった場合は、重複計上されている。  
注2:構成比は、実習実施機関に対する訪問指導数7,929件のうち、特定の項目に重点を置いた特別巡回指導を除く7,864件に占める問題件数の割合である。

## 技能実習生の保護

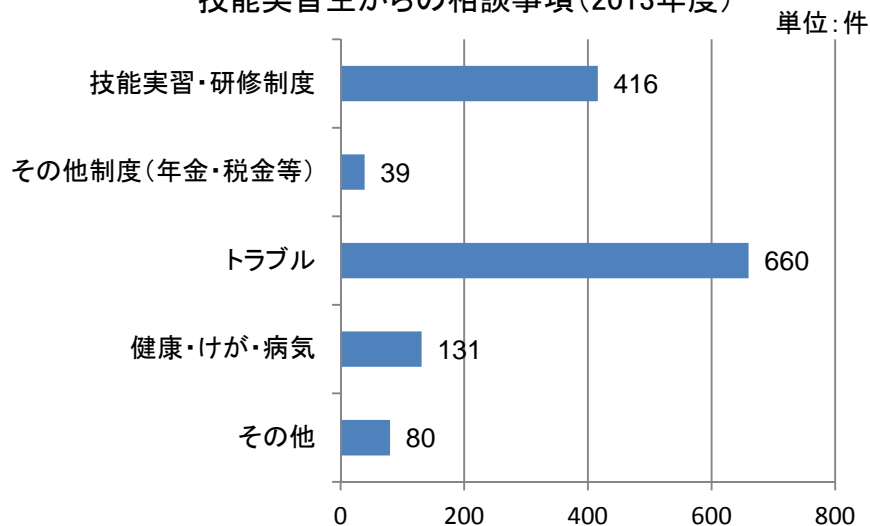
### 母国語相談

JITCOは、日本語のほか、中国、インドネシア、ベトナムの3か国語により、技能実習生向けに母国語相談を実施しています。

技能実習生からの電話、手紙相談受付状況(件数)

	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度
中国語	2,442	2,254	2,046	1,407	1,100	967
インドネシア語	139	64	55	23	44	37
ベトナム語	701	591	467	320	360	292
合計	3,282	2,909	2,568	1,750	1,504	1,296

技能実習生からの相談事項(2013年度)



### 重大かつ悪質な事案への対応

JITCOは、巡回指導、母国語相談等による制度適正化のための助言・指導を行うとともに、これらの事業を通じて把握した重大かつ悪質な事案については、行政の改善指導による解決を図るため、関係行政機関へ情報を提供しています。

#### (例1) 残業代不払い

残業代の不払いがある技能実習生から手紙による相談があった。その内容が、重大かつ悪質なものであったため、入管局及び労基署(厚労省経由)に情報を提供したところ、労基署からの指導により、不足の残業代が支払われた。JITCOは、技能実習生による労基署への相談・申告が円滑に行われるようにアドバイスを行い、労基署での相談に当たっては通訳支援を行った。

#### (例2) 労働災害

業務中の怪我により実習を休んでいる技能実習生から治療継続と労災手続等に関する相談があった。JITCOは監理団体に技能実習生の状況を伝え、対応を要請したところ、労災手続について労基署、技能実習計画の中断については入管局に相談した。その後、労災が認定され、休業補償も支給された。

#### (例3) 帰国旅費本人負担、通帳・印鑑の強制保管

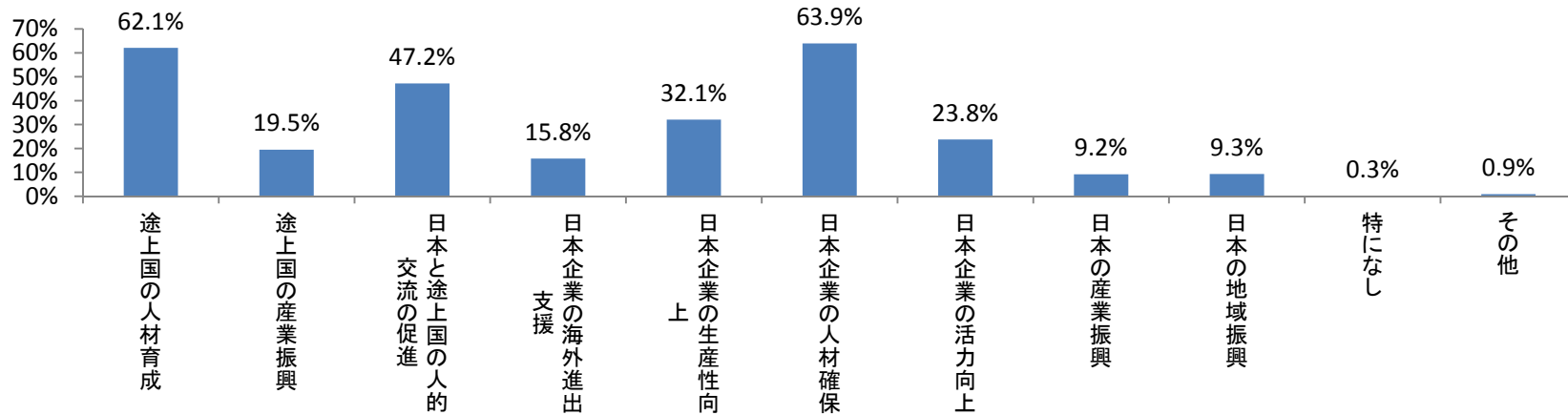
帰国旅費を自己負担させられている技能実習生から相談があり、入管局に情報提供するとともに、監理団体に対して実態調査の実施及びその結果の報告を求めたところ、帰国旅費の問題に加え、新たに預金通帳・印鑑の強制保管の問題が発覚し、団体の指導により、これらの問題が改善された。

# 技能実習制度の効果

## 監理団体

### 技能実習の効果

(該当するもの3つまで選択)



【政府の新成長戦略における技能実習制度見直しの方向性に関するアンケート(2014年8月実施:調査対象数2,132機関、回答数1,707機関)】

## 技能実習生

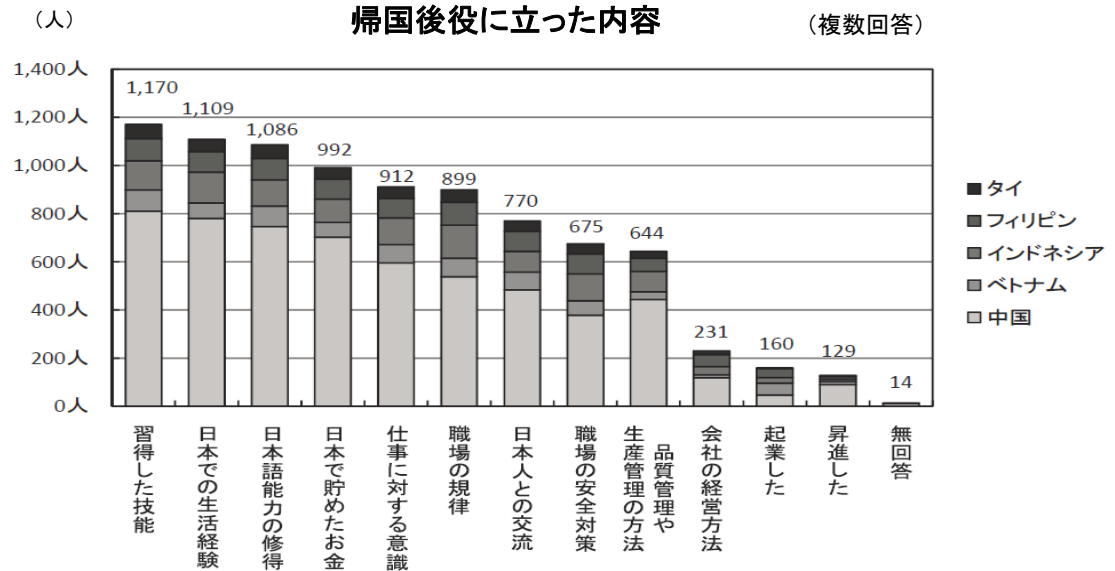
### 技能実習の実効性

項目	回答数(人)	構成比
とても役立つ	489	48.9%
役立つ	464	46.4%
あまり役立たなかった	34	3.4%
全く役立たなかった	11	1.1%
無回答	2	0.2%
計	1,000	

【帰国予定(6ヶ月以内)技能実習生による技能実習評価の調査結果(2013年10月~2014年3月実施:回答数1,000人)】

### 帰国後役に立った内容

(複数回答)

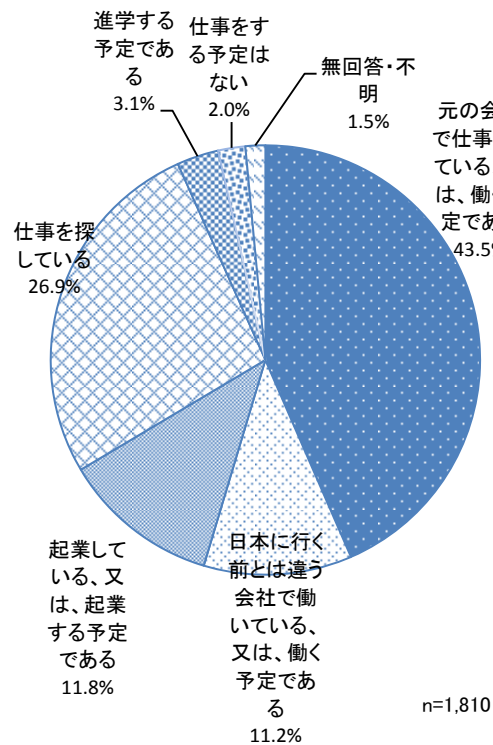


【2013年度帰国技能実習生フォローアップ調査報告(2013年8月~2014年1月実施:調査対象数11,731人、回答数1,810人)】

# 帰国後の就業状況等

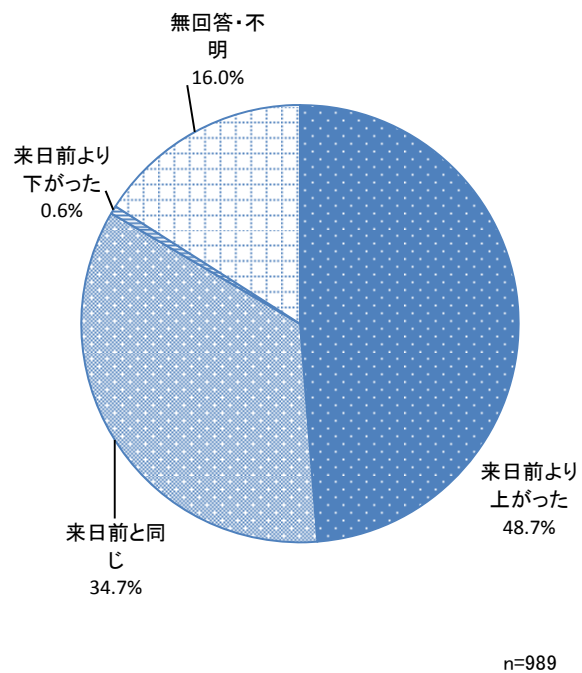
## 帰国後の就職状況

帰国した技能実習生の進路は復職(約4割)転職(約1割)、起業(約1割)。



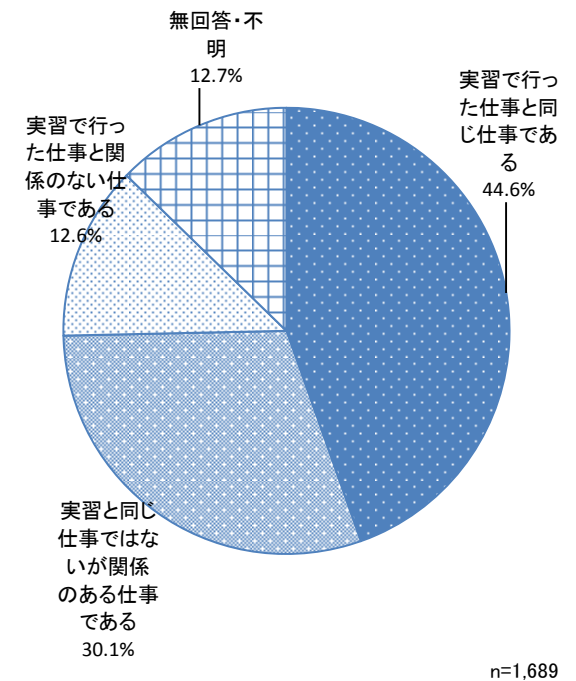
## 帰国後の就職先における地位

帰国した技能実習生の約半数はの来日前より地位が向上。



## 従事する(予定の)仕事の内容

帰国した技能実習生の約7割が実習と同じ又は実習に関連する業務に従事。



【2013年度帰国技能実習生フォローアップ調査報告(2013年8月~2014年1月実施:調査対象数11,731人、回答数1,810人)】

## 活躍する帰国技能実習生

### 復職して活躍する技能実習生

- 日本では、機械操作だけでなく、規律、従業員の几帳面さなどを学ぶことができた。帰国後は、日本で働いた経験が評価され、工場の管理を任された。日本で学んだ技術、生産ライン管理等を共有したことで、製品の品質と生産スピードが向上し、会社の大きな利益に貢献できた。(ベトナム、縫製)
- 日本では、ビニールハウスでの施設園芸の実習を行い、社長と同僚から耕種農業の経験や先進的な野菜栽培技術を学び、ハウスの規格、建築方法、野菜栽培の仕方、害虫の駆除方法、農薬の配合比率や用法、土壌改良と消毒等の技術を身につけた。帰国後は、日本の野菜栽培モデルに従って、野菜ビニールハウスを造り、オーガニック野菜ハウスの栽培を始めた。実習実施機関の社長には、技術・経営指導のため、数回訪中してもらった。今後は、規模の更なる拡大、多角的な経営の展開、農協をモデルとした組織の立ち上げ(生産、供給、販売の一連のサービス提供)等を目指している。(中国、農業)

### 転職して活躍する技能実習生

- 日本で技能実習の経験が認められ、帰国後工業団地にある日系企業に就職することができた。現在、製造現場の責任者に就任している。(ベトナム、金属プレス加工)
- 日本での技能実習を通じて、日本の先進的な技術、製造方法、勤勉で真面目に仕事を敬う精神等を学ぶことができた。帰国後は、日系企業の工場の責任者に抜擢され、その後、自らで衣料品会社を立ち上げ、帰国技能実習生を雇用する等し、現在約400人の従業員を雇う副社長となり活躍している。(中国、縫製)

### 起業して活躍する技能実習生

- 帰国後縫製工場を立ち上げ、加工の受注を行うことから業務を開始した。日本で学んだ先進的な管理経験と技術を武器に徐々に利益を上げるようになり、今では年間利益が数十万余元余りとなり、30人以上の労働者を雇い、縫製設備も60基余りまでに増加した。デザインから包装まで注文の全工程を取り扱う能力を備えている。(中国、縫製)
- 実習実施機関の社長の支援を得て、帰国後モンゴルで同社の子会社を立ち上げ、技能実習で使用していた機械を日本から移送した。親会社より輸入した材料に同封されてくる日本語の仕様書に基づき加工し、日本に再輸出している。使用している機械の整備は基本的にはモンゴル側で行っているが、整備が困難な場合は日本の親会社に依頼して技術者に来てもらっている。(モンゴル、機械検査)
- 帰国後元の工場に戻り中堅技術者となったが、現状に満足せず機械加工の会社を設立した。ボーリングマシン、旋盤、フライス盤、ロール曲げ機、せん断機、アーク溶接といった機械加工関連業務を取り扱う会社で、日本で学んだ日本人の職業倫理や考え方等を生かし、常に製品の品質を第一として、厳しい品質チェックを行っている。現在は、年間売上高が1800万元を突破する大工場に発展している。(中国、機械加工)

## 技能実習制度に対する評価

### 中国の近代化に貢献・中日間の経済貿易交流に不可欠(中国中日研修生協力機構会長刁春和)

20年来、累計60万人余りの中国人研修生・技能実習生は、制度の趣旨を理解し、学び得たことを活用し、中国の近代化推進と日本経済の振興のため、積極的な役割を果たしてきました。今日、中日間の研修・技能実習協力は、日本の研修・技能実習の重要な構成要素であるのみならず、中日間の経済貿易交流協力においても、不可欠の重要な構成要素となっています。

(2011年10月、JITCO20周年祝辞より抜粋)

### 団体監理型の受入れがきっかけでベトナムへ進出(工具メーカー)

団体監理型で技能実習生を受け入れたことがきっかけでベトナムに進出。ペンチ等の工具を生産。日本語や自社の製造技術を修得した帰国技能実習生を採用し、スムーズに経営の現地化を図ることに成功。2008年に現地の工場を借り、2012年には自社工場を立ち上げた。現在では、ベトナムから日本に完成品を輸出するまでに成長した。帰国技能実習生は幹部等として活躍している。

### 企業のグローバル戦略における人材育成に技能実習は不可欠(自動車メーカー)

日本から指導員を派遣する現地育成型から、新工場設立に伴い一定規模の人材が必要となったため、受入れ型へ切替。グローバルマザー工場である日本と海外各拠点のメリットを活かし、最新技術をグローバルに展開する戦略を展開する。グローバル戦略の展開に当たり、技能実習制度は、日本でスキルトレーニングを行い、現地でコア人材として技能の伝承を行うために不可欠である。

### 資格取得(上位級)で好循環の形成を目指す(インテリア関連)

従業員による各種資格の取得を広く奨励している同社では、技能検定合格者に対しては費用面での援助を行うなど、より高い技能の修得へ向けた取組を展開。特に、実習生に対する受検指導については、技能検定受検のみならず日本語検定の受検も視野に入れた指導を実施。一連の受検指導について、社長は「試験合格という一つの目標を設定することで、技能実習生達にも仕事に対する能動的な態度が身に付くし、受検という経験から時間を有意義に使うことも同時に学んで欲しい」と、同社グループ全体の活性化に繋げている。

### 大震災で被災、日本人の心を知った(中国人技能実習生)

東日本大震災・津波に被災し、日本人の協力態勢に心が打たれた。被災地にあった会社の再開に伴い、再来日し、日本人の助け合い、思いやり、協力し、自分のことより皆のことを優先する価値観によって復興する姿に感動した。(2012年度JITCO日本語作文コンクール最優秀作品)

### 日本製品の品質の高さの理由を学んだ(中国人技能実習生)

扇風機の塗装の技能実習で膜厚(塗料の厚さ)を一定にするようにと言われたが、あまり重要に考えないで作業をしていたら、作業現場のリーダーに「君のやり方は企業の命を殺す！」と膜厚の薄さを指摘され、ショックを受けた。お客様を大切に考えることが日本製品の品質の高さであることを学んだ。(2013年度JITCO日本語作文コンクール最優秀作品)



## 入国管理局による不正行為認定

### 受入れ形態別「不正行為」機関数の推移

出所：法務省「平成25年の「不正行為」について」

		2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
企業単独型		9	7	2	3	2	0	0
団体 監理型	監理団体 (第一次受入れ機関)	36	29	34	17	14	9	20
	実習実施機関 (第二次受入れ機関)	404	416	324	143	168	188	210
計		449	452	360	163	184	197	230

### 実習実施機関(第二次受入れ機関)の業種別「不正行為」機関数の推移

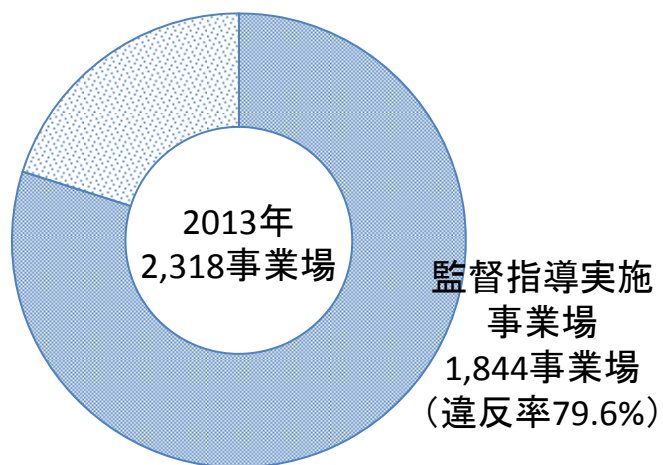
	2010	2011	2012	2013
農業・漁業関係	17	7	75	79
繊維・被服関係	82	123	71	75
食品製造関係	15	12	21	15
建設関係	5	9	8	16
機械・金属関係	13	11	4	7
その他	11	6	9	18
計	143	168	188	210

### 類型別「不正行為」の件数

類 型	2013
賃金等の不払	99
労働関係法令違反	25
悪質な人権侵害行為	3
名義貸し	16
研修・技能実習計画との齟齬	87
偽変造文書等の行使・提供	14
その他	122
計	366

一つの受入れ機関に対して複数の類型により「不正行為」を通知した場合は、それぞれの類型に計上しているため、「不正行為」を通知した機関数と類型別の件数とは一致しない

## 労働基準監督機関による実習実施機関に対する監督指導等



	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年
監督指導実施 事業場数	2,309	3,145	2,748	2,776	2,318
違反事業場数	1,627	2,328	2,252	2,196	1,844
違反率	70.5%	74.0%	82.0%	79.1%	79.6%

### 2013年における主な違反内容

主な違反内容	違反事業場数 (違反率)
労働時間（労働基準法第32条）	692(29.9%)
割増賃金不払（労働基準法第37条）	463(20.0%)
賃金不払（労働基準法第24条）	272(11.7%)
労働条件の明示（労働基準法第15条）	331(14.3%)
寄宿舍関係（労働基準法第96条）	146(6.3%)
労働安全衛生関係（労働安全衛生法関係）	1,142(49.3%)
うち健康診断（労働安全衛生法第66条）	275(11.9%)
最低賃金（最低賃金法第4条）	83(3.6%)

### 〈外国人技能実習制度の抜本的な見直し〉

国際貢献を目的とするという趣旨を徹底するため、制度の適正化を図るとともに、対象職種の拡大、技能実習期間の延長、受入れ枠の拡大など外国人技能実習制度の抜本的な見直しを行い、所要の法案を提出する。

#### ・外国人技能実習制度の管理監督体制の抜本的強化

技能実習制度については、賃金未払いや長時間労働等の不正事案の発生も踏まえ、関係省庁の連携による全体として一貫した国内の管理運用体制の確立、送出し国との政府間取り決めの作成、監理団体に対する外部役員設置又は外部監査の義務化、新たな法律に基づく制度管理運用機関の設置など、管理監督の在り方を年内を目途に抜本的に見直し、2015年度中の新制度への移行を目指す。あわせて、業界所管庁による指導監督の充実を図るとともに、関係機関から成る地域協議会(仮称)の設置により、問題事案の情報共有を円滑に行う体制を整備する。

#### ・対象職種の拡大

現在は技能実習制度の対象とされていないものの、国内外で人材需要が高まることが見込まれる分野・職種のうち、制度趣旨を踏まえ、移転すべき技能として適当なものについて、随時対象職種に追加していく。その際、介護分野については、既存の経済連携協定に基づく介護福祉士候補者の受入れ、及び、検討が進められている介護福祉士資格を取得した留学生に就労を認めることとの関係について整理し、また、日本語要件等の質の担保等のサービス業特有の観点を踏まえつつ、年内を目途に検討し、結論を得る。また、全国一律での対応を要する職種のほか、地域毎の産業特性を踏まえた職種の追加も検討する。

## 「日本再興戦略」改訂2014－未来への挑戦(平成26年6月24日閣議決定)〈抜粋〉

### ・実習期間の延長(3年→5年)

技能実習制度では、実習生に対し、最大3年間の滞在を認めているが、監理団体及び受入れ企業が一定の明確な条件を充たし、優良であることが認められる場合、技能等のレベルの高い実習生に対し、一旦帰国の後、最大2年間の実習を認めることとし、2015年度中の施行に向けて、所要の制度的措置を講ずる。

### ・受入れ枠の拡大

団体監理型の技能実習制度では、原則受入れ企業の常勤職員数50人以下の場合は3人、100人以下の場合は6人等として、技能実習生の受入れを認めているが、監理団体、受入れ企業の監理の適正化に向けたインセンティブの一環として、監理団体及び受入れ企業が一定の明確な条件を充たし、優良であることが認められる場合、受入れ枠数の拡大を認める。このため、2015年度中の施行に向けて、所要の制度的措置を講ずる。

### 〈建設及び造船分野における外国人材の活用〉

・復興事業の更なる加速を図りつつ、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等の関連施設整備等による一時的な建設需要の増大に対応するため、緊急かつ時限的措置(2020年度で終了)として、処遇や重層下請構造の改善、現場の効率化等により国内での人材確保に最大限努めることを基本とした上で、即戦力となり得る外国人材の活用促進を図ることを決定した。今後、所要の準備を進め、2015年度初頭からの本制度を活用した外国人材の受入れの開始を目指す。なお、建設業との間で人材の相互流動が大きい造船業については、上記建設分野における措置により重大な影響が及ぶことに鑑み、また、当該産業分野が高い国内生産率を維持して我が国の輸出を支えとともに地域経済に大きく貢献していることを踏まえ、アベノミクスの効果により急速に回復してきた生産機会を逃さないよう、建設業と同様の緊急かつ時限的措置を講ずることとし、所要の準備を行う。

# JITCO賛助会員の特典

## ◎申請書類作成支援 ソフトの提供

- ・入国管理局等へ提出する各種書類作成ソフト(JITCOサポート)を無料で提供します。
- ・書類作成ソフトの使用方法について無料で相談に対応いたします。

## ◎申請書類の点検・取次

- ・賛助会員価格により、入国管理局に提出する入国・在留関連書類を事前に点検し、各種申請書類を貴社に代わって入国管理局へ取り次ぎます。

## ◎制度に関する最新 情報の提供

- ・最新の関連情報を掲載した情報誌「かけはし」をお届けいたします。
- ・技能実習生のために「技能実習生の友」をお届けいたします。
- ・優先して様々な情報をご案内します。

## ◎制度運営に関する 相談対応

- ・技能実習生の受入れにおいて発生する様々な疑問、相談に個別に対応いたします。
  - ・JITCO主催の各種セミナーを会員価格で提供します。
- また、講師派遣も優先的に行います。

## ◎各種テキスト・教材の 割引提供

- ・制度並びに技能実習生が実習する職種に関する各種テキストを会員価格(一部の教材を除き30%引き)でお買い求め頂けます。

JITCOは、外国人技能実習制度の活用にご関心をお持ちの皆様からのご相談に、積極的に対応させていただきます。

<お問い合わせ先>

公益財団法人国際研修協力機構

総務部企画調整課 電話03-6430-1104

企業部相談課 電話03-6430-1155

外国人技能実習制度、JITCOの活動については、ホームページでご案内しています。

